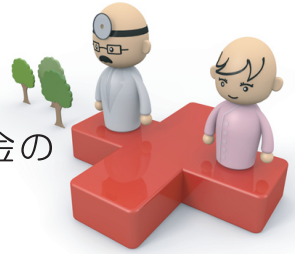


医療費控除について

1年間に10万円以上の医療費を支払った場合に納めた税金の一部が還付されます。領収書は大切にっておきましょう。



医療費控除とは…

自分自身や家族のために、その年の1月1日～12月31日までに10万円以上の医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。申告を忘れても、5年前までさかのぼって医療費控除を受けることができます。



よくある質問

Q 「1年間に支払った医療費」には何が含まれるの？

Q いつ、どうやって手続きするの？

A ○治療にかかった費用
矯正治療の費用（検査・診断料・処置・調整量や自費治療）も対象になります。
○通院のための交通費
バスや電車などの公共交通機関
※バスや電車での通院が困難な場合はタクシー代も対象になりますがマイカーでの通院のガソリン代は対象になりません。

A 所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は毎年2月16日～3月15日の1ヶ月間となっています。

2 1 6 3 1 5

「医療費控除」ここがポイント！

1 レシート領収書を1つの場所に保管する他、家計簿や医療費用のノートなどを作って、治療を受けた方の氏名・支払年月日・支払先・支払い金額などの明細を記録しておくことです。クレジットカードで支払った場合も大丈夫ですので控えや明細を保管しておきましょう。

2 一人暮らしで住居が別の場合や、共稼ぎで妻が扶養控除から外れている場合でも、生計が一緒であれば医療費を合算して夫もしくは妻のどちらからでも申告することができます。

3 所得が多い人が申告した方が戻ってくる金額（還付金）が高くなります。